

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24年度の保険料と減額認定証、医療費通知のお知らせ

問い合わせ
年金・長寿医療グループ (☎011-2137)
北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

7月に保険料を個別にお知らせします

保険料の計算方法（年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します）

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円) × 10.61%	=	保険料（年額） ≪上限額55万円≫ ※100円未満切り捨て。
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

被保険者と世帯主（被保険者でない世帯主も含む）の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下。	9割	4,770円
33万円	8.5割	7,156円
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割	23,854円
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)	2割	38,167円

②所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割を5割軽減します。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（※）の被扶養者だった方は、均等割が9割軽減となります。

また、所得割は掛かりません。

※『協会けんぽ』など、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、年金・長寿医療グループへご相談ください。



◆保険料の支払い方法

保険料の支払いは、『年金からの支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。

・年金からの支払い

特に手続きの必要はありません。

・口座振替での支払い

年金・長寿医療グループにご連絡ください。

なお、『年金からの支払い』から『口座振替』への切り替えには、2・3カ月掛かります。

▶手続きに必要なもの 本人の保険証と印鑑、支払口座の預金通帳とその届け印

※税申告のときの社会保険料控除は、保険料を支払う方に適用されます。

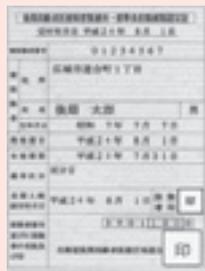
減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限は、平成24年7月31日(火)です。

対象となる方に、7月中に新しい減額認定証を郵送しますので、8月1日からはそちらをご使用ください。
※色はオレンジです。

▶対象となる方

- 世帯全員が住民税非課税である方のうち世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）または、老齢福祉年金を受給されている方（区分Ⅰ）
- 世帯全員が住民税非課税の方（区分Ⅱ）



医療費通知の発行を希望する方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、希望する方に医療費通知を送付しています。

新たに発行を希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合または年金・長寿医療グループへご連絡ください（電話連絡のみで手続きできます）。

なお、今回の発行は、9月（平成24年1月～6月の医療費を対象）に行います。

※すでに発行希望の連絡をいただいている方へは、継続して発行しますので、再度連絡の必要はありません。

※通知を受け取ることで、申請などの手続きをする必要はありません。

※通知を確定申告の『医療費控除』の領収書とすることはできません。